

新婚世帯に最大 60 万円

Happy Wedding!



坂城町では、新婚夫婦の新生活スタートを応援するため、

「坂城町結婚新生活支援補助金」を交付します。

対象となるご夫婦は？

次の5つの要件を満たすご夫婦です

- ① 令和6年1月1日～令和7年3月31日に結婚したご夫婦
- ② 夫婦共に結婚日において39歳以下で、所得の合計が500万円未満のご夫婦
- ③ 対象となる住居が坂城町内にあり、申請時に住所がその住居であるご夫婦
- ④ 過去に同様の補助金をもらっていないご夫婦
- ⑤ 町税等に滞納が無いこと

補助の対象となる費用は？

令和6年4月1日以降（令和6年度内）に支払った下記の費用が対象です。

- ・住居費：結婚を機に住宅を購入、または、賃借するのにかかった費用（月々の賃借料、敷金、礼金、仲介手数料など）
- ・引越し費用：結婚を機にする引越しに要した費用
- ・リフォーム費用：住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕等に要した費用

補助の金額は？

上記の補助対象費用を合計した額で、下記のとおり上限が決まっています。

- ・夫婦とも結婚日に29歳以下 60万円
- ・そのほかの世帯 30万円

補助金について詳しくは、電話でお問い合わせいただくか、右のQRコードを読み取り、町ホームページをご覧ください。



坂城町役場 福祉健康課 福祉係 TEL：0268-75-6205

裏面もあります

よくある質問・補足事項

【補助金の申請のタイミング】

- 対象費用が補助上限に達したとき又は年度末（3月初旬）に申請をしてもらいます。（その時点で支払いが済んでいる家賃等の費用に対し、補助金をお支払いします。）

【申請に必要な書類】

- 婚姻を証明する書類（戸籍謄本等）
- 所得証明書（夫婦とも、申請時点で最新年度のもの）
- 納税証明書（夫婦とも、申請時点で最新年度のもの）
- 住宅の購入・賃貸等に関する契約書・領収書等の写し
- その他申請内容に応じて必要なもの

【所得について】

- 夫婦で所得500万円未満となる収入額の目安は、夫婦の収入が給与だけの場合だと約680万円～730万円です。（夫婦個別の収入額によって変わります。）
実際の所得額は、所得証明書により確認します。
- 貸与型の奨学金の返済を行っている場合、1年の返済額を所得の算定から除きます。

【対象費用について】

- 住宅の賃借料については、結婚前から借りていた住宅の賃借料も対象になります。
ただし、対象にできるのは、結婚日以降の賃借料です。
- 会社等から住宅手当が出ている場合、その金額は対象から除きます。
- 結婚前に行った住宅の購入、リフォームについては、結婚前1年以内に契約したものが対象になります。
- 対象とできる住宅は、夫婦のいずれかが、購入の場合は所有者、賃貸の場合は借主である必要があります。
- 引越し費用、リフォーム費用は事業者を支払いした費用が対象になります。自分で行うものに関する費用については対象外となります。
- 申請した年度で補助額が上限額に満たない場合は、翌年度に限り上限額に満たなかった分の申請をすることができます。

※申込みが予算上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。補助金の活用をご検討の方は、お早めに相談いただくようお願いします。